

議案第 4 7 号

亀山市手数料条例の一部改正について

亀山市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1中33の項を削り、34の項を33の項とする。

別表第3の1の表2の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表13の項を14の項とし、同表3の項から12の項までを1項ずつ繰り下げ、同表2の項の次に次のように加える。

<p>3 法第7条の3第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の申請又は同法第18条第19項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査</p>	<p>中間検査申請又は特定工程工事終了通知の手数料</p>	<p>4の表に定める金額</p>
---	-------------------------------	------------------

別表第3の3の（1）の表中「建築物」の次に「（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）」を加え、別表第3の3の（3）の表を別表第3の3の（4）の表とし、別表第3の3の（2）の表を別表第3の3の（3）の表とし、別表第3の3の（1）の表の次に次の表を加える。

（2）建築物（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）を建築した場合（移転した場合を除く。）

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	17,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	21,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	34,000円
200平方メートルを超え500平方メー	49,000円

トル以内のもの	
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	64,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	89,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	164,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	237,000円
50,000平方メートルを超えるもの	443,000円

別表第3の3の(4)の表の次に次の表を加える。

4 中間検査申請又は特定工程工事終了通知の手数料

中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	17,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	21,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	33,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	47,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	62,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	84,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	143,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	204,000円
50,000平方メートルを超えるもの	391,000円

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年9月1日から施行する。